

第 5 号議案

上越都市計画下水道の変更（上越市決定）

上越処理区・大潟処理区

上越都市計画下水道の変更（上越市決定）

上越都市計画下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

(1) 上越市公共下水道（上越処理区）

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 3,262 ha（汚水）

面積 約 3,886 ha（雨水）

理 由

上越市公共下水道（上越処理区）は、昭和 54 年に都市計画決定を行い、事業を推進してきたところである。

今回の変更は、「都市的土地利用が見込まれない市街化区域の農地を市街化調整区域に編入するための都市計画の区域区分の変更」と「老朽化した下水道橋を撤去し、農業集落排水区域へ転用した方が経済的に有利と認められる区域の農業集落排水区域への編入」に伴って、既存排水区域の一部を都市計画下水道区域から廃止するものである。

第5号議案

上越都市計画下水道の変更（上越市決定）

新旧対照表

1. 下水道の名称

(1) 上越市公共下水道（上越処理区）

2. 排水区域

(1) 上越市公共下水道（上越処理区）

名称	面積	備考
上越市公共下水道 （上越処理区）	(約 3,273 ha) 約 3,262 ha	汚水 上越処理区 直江津 処理地区 約 279 ha 八千浦 〃 約 135 ha 有田 〃 約 558 ha 春日北部 〃 約 319 ha 春日南部 〃 約 464 ha 高田中央 〃 約 337 ha 高田東部 〃 約 414 ha 高田西部 〃 約 236 ha 高田南部 〃 約 (190) 189 ha 稲田 〃 約 180 ha 黒井 〃 約 10 ha 西福島 〃 約 33 ha 上吉・下吉 〃 約 78 ha 市村 〃 約 31 ha 美しが丘・望ヶ丘 〃 約 (10) - ha

名称	面積	備考				
	(約 3,887 ha)	雨水				
	約 3,886 ha	臨海西	排水区	約	61	ha
		五智	〃	約	96	ha
		五智北	〃	約	33	ha
		中央北	〃	約	11	ha
		中央南	〃	約	58	ha
		中央東	〃	約	4	ha
		直江津機関区	〃	約	17	ha
		中門前北	〃	約	5	ha
		中門前南	〃	約	1	ha
		大豆北	〃	約	4	ha
		国府南第一	〃	約	27	ha
		国府南第二	〃	約	6	ha
		国府南第三	〃	約	38	ha
		国府南第四	〃	約	8	ha
		国府北第一	〃	約	18	ha
		国府北第二	〃	約	13	ha
		東雲町	〃	約	33	ha
		春日西	〃	約	35	ha
		春日中央	〃	約	83	ha
		春日北	〃	約	33	ha
		春日東	〃	約	102	ha
		春日東第二	〃	約	3	ha

第 5 号議案

名称	面積	備考				
		石橋北	排水区	約	21	ha
		石橋南	〃	約	29	ha
		栄町	〃	約	23	ha
		薄袋	〃	約	30	ha
		岩木	〃	約	20	ha
		木田北	〃	約	12	ha
		木田西	〃	約	5	ha
		木田東	〃	約	1	ha
		木田南	〃	約	8	ha
		教育大学南	〃	約	13	ha
		教育大学東	〃	約	16	ha
		教育大学西	〃	約	6	ha
		教育大学第一	〃	約	15	ha
		教育大学第二	〃	約	21	ha
		藤新田第一	〃	約	5	ha
		藤新田第二	〃	約	5	ha
		藤新田第三	〃	約	7	ha
		藤巻西	〃	約	21	ha
		藤巻東	〃	約	28	ha
		藤巻南	〃	約	7	ha
		御殿山	〃	約	254	ha
		土橋	〃	約	11	ha
		新町北	〃	約	27	ha

名称	面積	備考				
		金谷	排水区	約	11	ha
		大貫	〃	約	24	ha
		仲町第一	〃	約	1	ha
		仲町第二	〃	約	6	ha
		仲町第三	〃	約	10	ha
		仲町第四	〃	約	12	ha
		仲町第五	〃	約	11	ha
		仲町第六	〃	約	5	ha
		寺町	〃	約	73	ha
		北本町第一	〃	約	1	ha
		北本町第二	〃	約	4	ha
		新町南	〃	約	18	ha
		中田原西	〃	約	10	ha
		中田原東	〃	約	4	ha
		京田	〃	約	2	ha
		中通町	〃	約	75	ha
		本町第一	〃	約	4	ha
		本町第二	〃	約	9	ha
		本町第三	〃	約	5	ha
		幸町西	〃	約	3	ha
		幸町東	〃	約	56	ha
		下中田	〃	約	23	ha
		南高田町	〃	約	25	ha

第 5 号議案

名称	面積	備考				
		南新町	排水区	約	25	ha
		大町第一	〃	約	6	ha
		大町第二	〃	約	11	ha
		大町第三	〃	約	9	ha
		大町第四	〃	約	22	ha
		大町第五	〃	約	12	ha
		南本町第一	〃	約	2	ha
		南本町第二	〃	約	3	ha
		南本町第三	〃	約	5	ha
		南本町第四	〃	約	6	ha
		大手町	〃	約	5	ha
		西城町第一	〃	約	8	ha
		西城町第二	〃	約	2	ha
		西城町第三	〃	約	1	ha
		西城町第四	〃	約	2	ha
		高土町	〃	約	36	ha
		東本町	〃	約	5	ha
		南城町	〃	約	67	ha
		東城町	〃	約	13	ha
		本城町	〃	約	225	ha
		青田川	〃	約	21	ha
		南新町	〃	約	25	ha
		大町第一	〃	約	6	ha

名称	面積	備考				
		南新町	排水区	約	25	ha
		大町第一	〃	約	6	ha
		大町第二	〃	約	11	ha
		大町第三	〃	約	9	ha
		大町第四	〃	約	22	ha
		大町第五	〃	約	12	ha
		南本町第一	〃	約	2	ha
		南本町第二	〃	約	3	ha
		南本町第三	〃	約	5	ha
		南本町第四	〃	約	6	ha
		大手町	〃	約	5	ha
		西城町第一	〃	約	8	ha
		西城町第二	〃	約	2	ha
		西城町第三	〃	約	1	ha
		西城町第四	〃	約	2	ha
		高土町	〃	約	36	ha
		東本町	〃	約	5	ha
		南城町	〃	約	67	ha
		東城町	〃	約	13	ha
		本城町	〃	約	225	ha
		青田川	〃	約	21	ha
		南新町	〃	約	25	ha
		大町第一	〃	約	6	ha

第 5 号議案

名称	面積	備考				
		南新町	排水区	約	25	ha
		大町第一	〃	約	6	ha
		大町第二	〃	約	11	ha
		大町第三	〃	約	9	ha
		大町第四	〃	約	22	ha
		大町第五	〃	約	12	ha
		南本町第一	〃	約	2	ha
		南本町第二	〃	約	3	ha
		南本町第三	〃	約	5	ha
		南本町第四	〃	約	6	ha
		大手町	〃	約	5	ha
		西城町第一	〃	約	8	ha
		西城町第二	〃	約	2	ha
		西城町第三	〃	約	1	ha
		西城町第四	〃	約	2	ha
		高土町	〃	約	36	ha
		東本町	〃	約	5	ha
		南城町	〃	約	67	ha
		東城町	〃	約	13	ha
		本城町	〃	約	225	ha
		青田川	〃	約	21	ha
		幸町東	〃	約	56	ha
		下中田	〃	約	23	ha

名称	面積	備考				
		幸町東	排水区	約	56	ha
		下中田	〃	約	23	ha
		南高田町	〃	約	25	ha
		南新町	〃	約	25	ha
		大町第一	〃	約	6	ha
		大町第二	〃	約	11	ha
		大町第三	〃	約	9	ha
		大町第四	〃	約	22	ha
		大町第五	〃	約	12	ha
		南本町第一	〃	約	2	ha
		南本町第二	〃	約	3	ha
		南本町第三	〃	約	5	ha
		南本町第四	〃	約	6	ha
		大手町	〃	約	5	ha
		西城町第一	〃	約	8	ha
		西城町第二	〃	約	2	ha
		西城町第三	〃	約	1	ha
		西城町第四	〃	約	2	ha
		高土町	〃	約	36	ha
		東本町	〃	約	5	ha
		南城町	〃	約	67	ha
		東城町	〃	約	13	ha
		本城町	〃	約	225	ha

第5号議案

名称	面積	備考				
		本城町	排水区	約	225	ha
		青田川	〃	約	21	ha
		上中田南	〃	約	13	ha
		上中田西	〃	約	5	ha
		上中田東	〃	約	3	ha
		脇野田	〃	約	(75) 74	ha
		高田新田	〃	約	12	ha
		荒町	〃	約	5	ha
		茶屋町	〃	約	66	ha
		石沢	〃	約	(77) 77	ha
		西ヶ窪浜	〃	約	53	ha
		夷浜	〃	約	67	ha
		黒井	〃	約	63	ha
		上黒井	〃	約	33	ha
		日の出町	〃	約	16	ha
		臨海東第一	〃	約	5	ha
		臨海東第二	〃	約	5	ha
		直江津港西	〃	約	9	ha
		直江津港東	〃	約	93	ha
		港町	〃	約	34	ha
		市の町	〃	約	12	ha
		下五貫野	〃	約	34	ha
		福橋	〃	約	58	ha

名称	面積	備考				
		福橋南	排水区	約	16	ha
		福田第一	〃	約	5	ha
		福田第二	〃	約	18	ha
		三ツ橋新田	〃	約	20	ha
		三ツ橋	〃	約	5	ha
		安江東	〃	約	13	ha
		安江南	〃	約	9	ha
		安江東第二	〃	約	12	ha
		安江北	〃	約	11	ha
		三ツ屋町	〃	約	8	ha
		佐内町南	〃	約	39	ha
		佐内町北	〃	約	33	ha
		上源入	〃	約	32	ha
		下源入	〃	約	35	ha
		春日新田東	〃	約	37	ha
		春日新田北	〃	約	8	ha
		有田東	〃	約	12	ha
		有田西	〃	約	9	ha
		春日新田西	〃	約	59	ha
		下門前	〃	約	102	ha
		塩屋新田	〃	約	8	ha
		藤野新田第一	〃	約	41	ha
		藤野新田第二	〃	約	2	ha

第 5 号議案

名称	面積	備考				
		富岡西	排水区	約	14	ha
		富岡東	〃	約	18	ha
		富岡北	〃	約	5	ha
		三田新田	〃	約	2	ha
		戸野目第一	〃	約	33	ha
		戸野目第二	〃	約	7	ha
		鴨島第一	〃	約	87	ha
		鴨島第二	〃	約	24	ha
		稲田第一	〃	約	55	ha
		稲田第二	〃	約	17	ha
		黒井第 1	〃	約	2	ha
		黒井第 2	〃	約	5	ha
		黒井第 3	〃	約	2	ha
		黒井第 4	〃	約	1	ha
		西福島第 1	〃	約	5	ha
		西福島第 2	〃	約	26	ha
		西福島第 3	〃	約	7	ha
		上吉第 1	〃	約	3	ha
		上吉第 2	〃	約	10	ha
		下吉第 1	〃	約	28	ha
		下吉第 2	〃	約	29	ha
		下三分一第 1	〃	約	5	ha
		下三分一第 2	〃	約	5	ha

名称	面積	備考				
		浮島	排水区	約	3	ha
		北四ツ屋	〃	約	3	ha
		上三分一	〃	約	6	ha
		市村第1	〃	約	8	ha
		市村第2	〃	約	4	ha
		美しが丘	〃	約	3	ha
		望ヶ丘	〃	約	7	ha
		城野腰第1	〃	約	9	ha
		城野腰第2	〃	約	10	ha
		城野腰第3	〃	約	10	ha
		城野腰第4	〃	約	9	ha

「区域は計画図表示のとおり」
 上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

3. 下水管渠

(1) 上越市公共下水道（上越処理区）

内訳	位置		備考
	起点	終点	
高田污水幹線	上越市大字藤野新田字下長池	上越市大字土橋字中島	変更なし
有田污水幹線	上越市大字藤野新田字上長池	上越市藤野新田	変更なし
処理場放流きょ	上越市大字藤野新田字上川原	上越市大字藤野新田字下長池	変更なし

4. その他の施設

内訳	位置	備考
上越市下水道センター	上越市大字藤野新田字屋敷付	約 115,500 m ²

都市計画の案の理由書

1. 上越市の将来像における下水道の位置付け

平成27年8月に策定した「上越市都市計画マスタープラン（平成27年度から令和16年度）」において、下水道整備について次のとおり位置付けている。

<上越市都市計画マスタープランにおける下水道整備の位置付け>

第3章 全体構想

第3節 まちづくりの分野別方針

4 都市施設（公園・緑地、河川・下水道、その他施設）の方針

(2) 河川・下水道の方針

2) 污水处理対策

①計画的な污水处理施設

②効果的・効率的な下水道整備

③長期的かつ効率的な運営管理

また、令和4年12月に策定した「上越市第7次総合計画」（令和5年度から令和12年度）において、下水道整備について次のとおり位置付けている。

<上越市第7次総合計画における下水道整備の位置付け>

Ⅲ 基本計画

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-3-1 都市空間の整備・充実

施策の柱

2 効率・効果的なインフラ整備

公共下水道整備区域を見直した上で、下水道整備の概成を図るとともに、効率的な下水道事業経営の実現に向けて取り組む。

2. 都市計画の変更の必要性

上越市公共下水道（上越処理区）は、事業着手から40年以上が経過し、事業期間が長期に及んでいることに加え、近年、少子高齢化や人口減少の進行、施設の老朽化に伴う改築更新需要の増加、整備費の上昇などの社会情勢の変化を背景とし、市財政へ与える影響が大きくなるなど、事業の早期概成、下水道経営の健全化が喫緊の課題となっている。

このような現状を踏まえ、汚水処理方法の見直しなどより、下水道整備の早期概成と安定的で持続可能な事業経営の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

3. 位置及び区域の妥当性

下水道を都市計画決定に定める目的は、排水区域及び幹線管渠並びにその他の施設等、全体計画で定められた下水道計画を地域住民に明らかにすることにある。

今回の変更は、都市計画区域区分の変更及び下水道計画の見直し検討を踏まえ、位置及び区域を以下のとおりとする。

1) 位置

下水道施設は、本計画書中「3.下水道管渠」として、高田汚水幹線、有田汚水幹線、処理場放流渠、「4.その他の施設」として、上越市下水道センターを都市計画決定している。

都市施設の位置は、管渠集水における平面計画及び縦断計画を詳細に検討し、現在の位置を定めている。

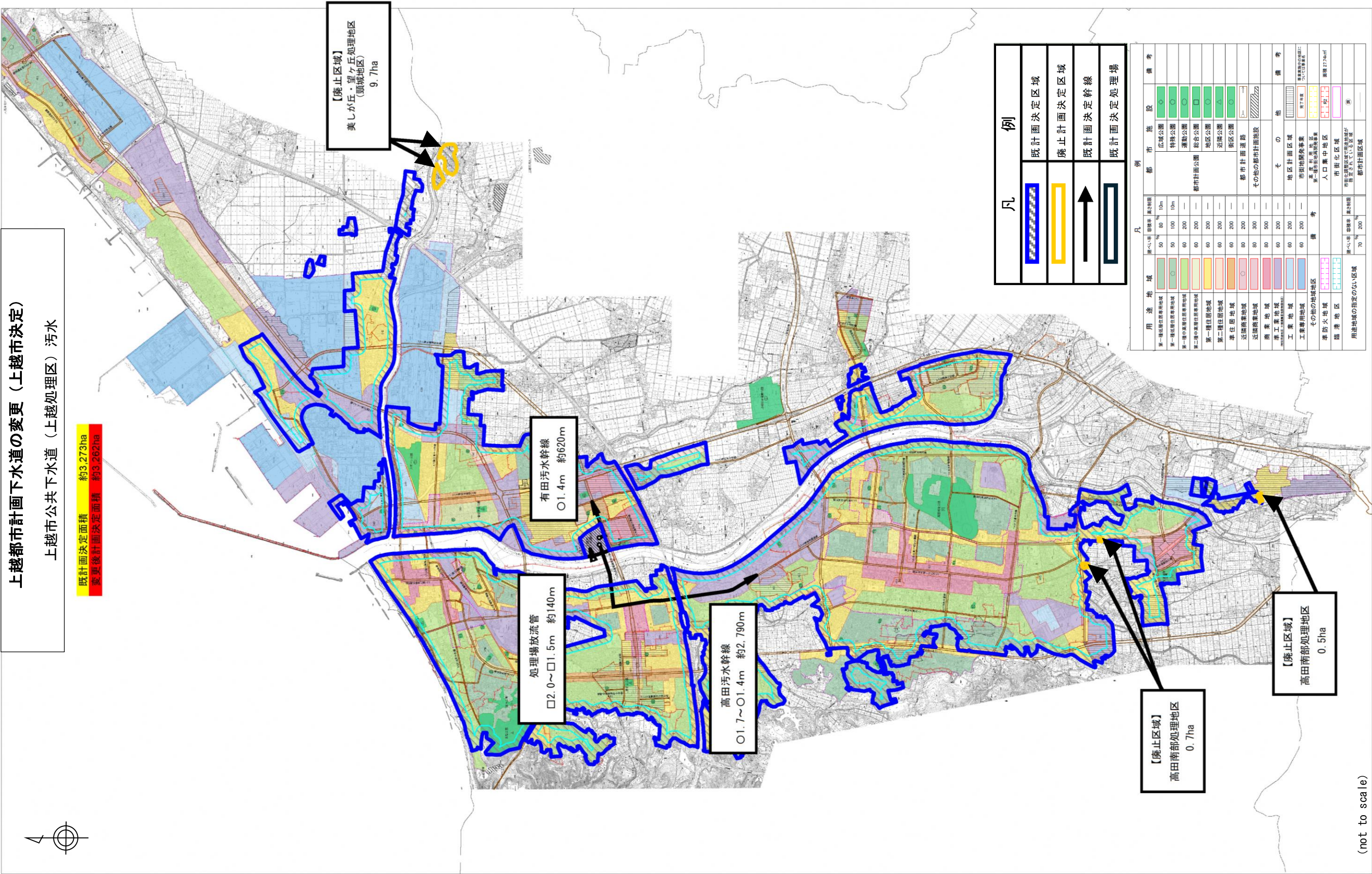
2) 区域

市街化区域を基本とし、既に市街地を形成している区域、市街化を図る区域を下水道区域として定めている。

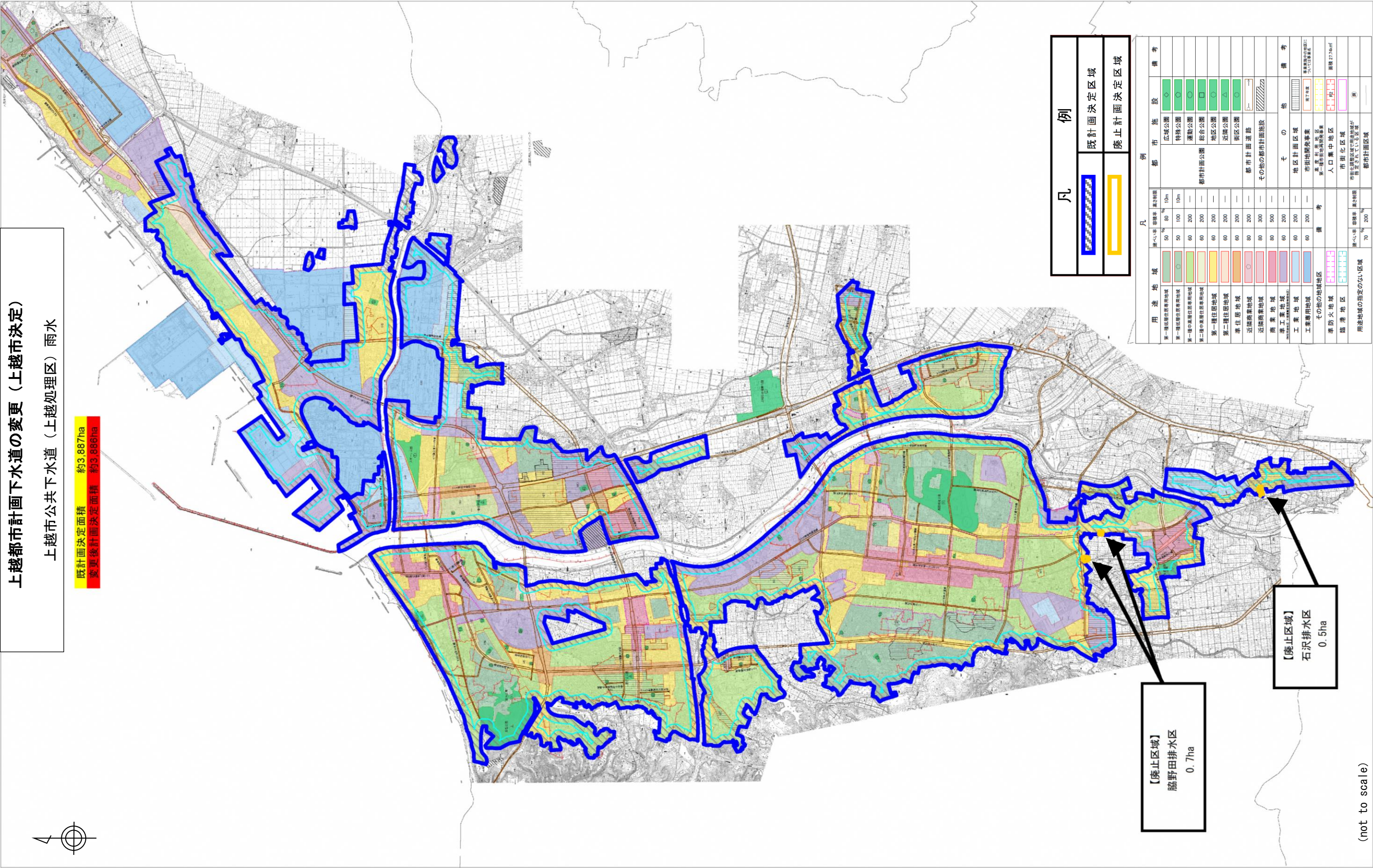
今回変更（廃止）する区域は、既存排水区域のうち、「都市的土地利用が見込まれない市街化区域の農地を市街化調整区域に編入するための区域区分の変更に合わせて都市計画下水道から廃止する区域（汚水・雨水とも）」と、「老朽化した下水道橋を撤去し、農業集落排水区域に転用を行う方が経済的に有利と認められた区域（美しが丘処理地区及び望ヶ丘処理地区：汚水のみ）」を対象とする。

以上から、位置及び区域について妥当であると考ええる。

第 5 号議案



(not to scale)



上越都市計画下水道の変更（上越市決定）

上越都市計画下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

(1) 上越市公共下水道（大潟処理区）

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 222 ha（汚水）

面積 約 340 ha（雨水）

理 由

上越市公共下水道（大潟処理区）は、平成 14 年に都市計画決定を行い、事業を推進してきたところである。

事業着手から 20 年以上が経過し、事業期間が長期に及んでいることに加え、近年、少子高齢化や人口減少の進行、施設の老朽化に伴う改築更新需要の増加、整備費の上昇などの社会情勢の変化を背景とし、市財政へ与える影響が大きくなるなど、事業の早期概成、下水道経営の健全化が喫緊の課題となっている。

このような現状を踏まえ、下水道整備の早期概成と安定的で持続可能な事業経営の実現に向けて、個別処理による汚水処理に見直した区域の都市計画を廃止（区域の縮小）する。

第5号議案

上越都市計画下水道の変更（上越市決定）

新 旧 対 照 表

1. 下水道の名称

(1) 上越市公共下水道（大潟処理区）

2. 排水区域

(1) 上越市公共下水道（大潟処理区）

名称	面積	備考				
上越市公共下水道 （大潟処理区）	汚水 (約 314 ha) 約 222 ha	大潟処理区 約 (314) ha 222				
	雨水 約 340 ha	雁子東	排水区	約	18	ha
		雁子西	〃	約	20	ha
		鵜の浜	〃	約	23	ha
		潟町	〃	約	34	ha
		四ツ屋浜	〃	約	4	ha
		土底浜	〃	約	11	ha
		中央	〃	約	78	ha
		下小	〃	約	18	ha
		渋柿上小	〃	約	29	ha
		渋柿	〃	約	10	ha
		犀潟東	〃	約	16	ha
		犀潟西	〃	約	17	ha
		潟町五区	〃	約	24	ha
		見潟ヶ丘	〃	約	13	ha
		犀潟南	〃	約	23	ha
		白鳥	〃	約	2	ha

「区域は計画図表示のとおり」

上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

3. 下水管渠

(1) 上越市公共下水道（大潟処理区）（污水管渠）

内訳	位置		備考
	起点	終点	
大潟1号幹線	上越市大潟区下小船津浜字浜	上越市大潟区下小船津浜字狐山	変更なし
放流管渠	上越市大潟区下小船津浜字浜	上越市大潟区下小船津浜字浜	変更なし

(2) 上越市公共下水道（大潟処理区）（雨水管渠）

内訳	位置		備考
	起点	終点	
中央幹線	上越市大潟区土底浜字西原	上越市大潟区下小船津浜字原	変更なし

4. その他の施設

内訳	位置	備考
大潟浄化センター	上越市大潟区土底浜字西原 下小船津浜字浜の各一部	約 14,900 m ²

都市計画の案の理由書

1. 上越市の将来像における下水道の位置付け

平成27年8月に策定した「上越市都市計画マスタープラン（平成27年度から令和16年度）」において、下水道整備について次のとおり位置付けている。

＜上越市都市計画マスタープランにおける下水道整備の位置付け＞

第3章 全体構想

第3節 まちづくりの分野別方針

4 都市施設（公園・緑地、河川・下水道、その他施設）の方針

(2) 河川・下水道の方針

2) 污水处理対策

①計画的な污水处理施設

②効果的・効率的な下水道整備

③長期的かつ効率的な運営管理

また、令和4年12月に策定した「上越市第7次総合計画」（令和5年度から令和12年度）において、下水道整備について次のとおり位置付けている。

＜上越市第7次総合計画における下水道整備の位置付け＞

Ⅲ 基本計画

第2章 基本目標別施策

基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

2-3-1 都市空間の整備・充実

施策の柱

2 効率・効果的なインフラ整備

公共下水道整備区域を見直した上で、下水道整備の概成を図るとともに、効率的な下水道事業経営の実現に向けて取り組む。

2. 都市計画の変更の必要性

上越市公共下水道（大潟処理区）は、平成14年に都市計画決定を行い、事業を推進してきたところである。事業着手から20年以上が経過し、事業期間が長期に及んでいることに加え、近年、少子高齢化や人口減少の進行、施設の老朽化に伴う改築更新需要の増加、整備費の上昇などの社会情勢の変化を背景とし、市財政へ与える影響が大きくなるなど、事業の早期概成、下水道経営の健全化が喫緊の課題となっている。

このような現状を踏まえ、下水道整備の早期概成と安定的で持続可能な事業経営の実現に向けて、個別処理区域への転換による汚水処理に見直した区域の都市計画を廃止（区域の縮小）する。

3. 位置及び区域の妥当性

下水道を都市計画決定に定める目的は、排水区域及び幹線管渠並びにその他の施設等、全体計画で定められた下水道計画を地域住民に明らかにすることにある。今回の変更は、平成29年度の本都市計画の変更以降の状況変化を踏まえ、区域を以下のとおりとする。

1) 位置

下水道施設は、本計画書中「3.下水道管渠」として、（汚水）大潟第1号幹線、（汚水）処理場放流渠、（雨水）中央幹線、「4.その他の施設」として、大潟浄化センターを都市計画決定している。

都市施設の位置は、管渠集水における平面計画及び縦断計画を詳細に検討し、現在の位置を定めている。

2) 区域

市街化区域を基本とし、既に市街地を形成している区域、市街化区域に隣接する一部の既存集落を下水道区域として、定めている。

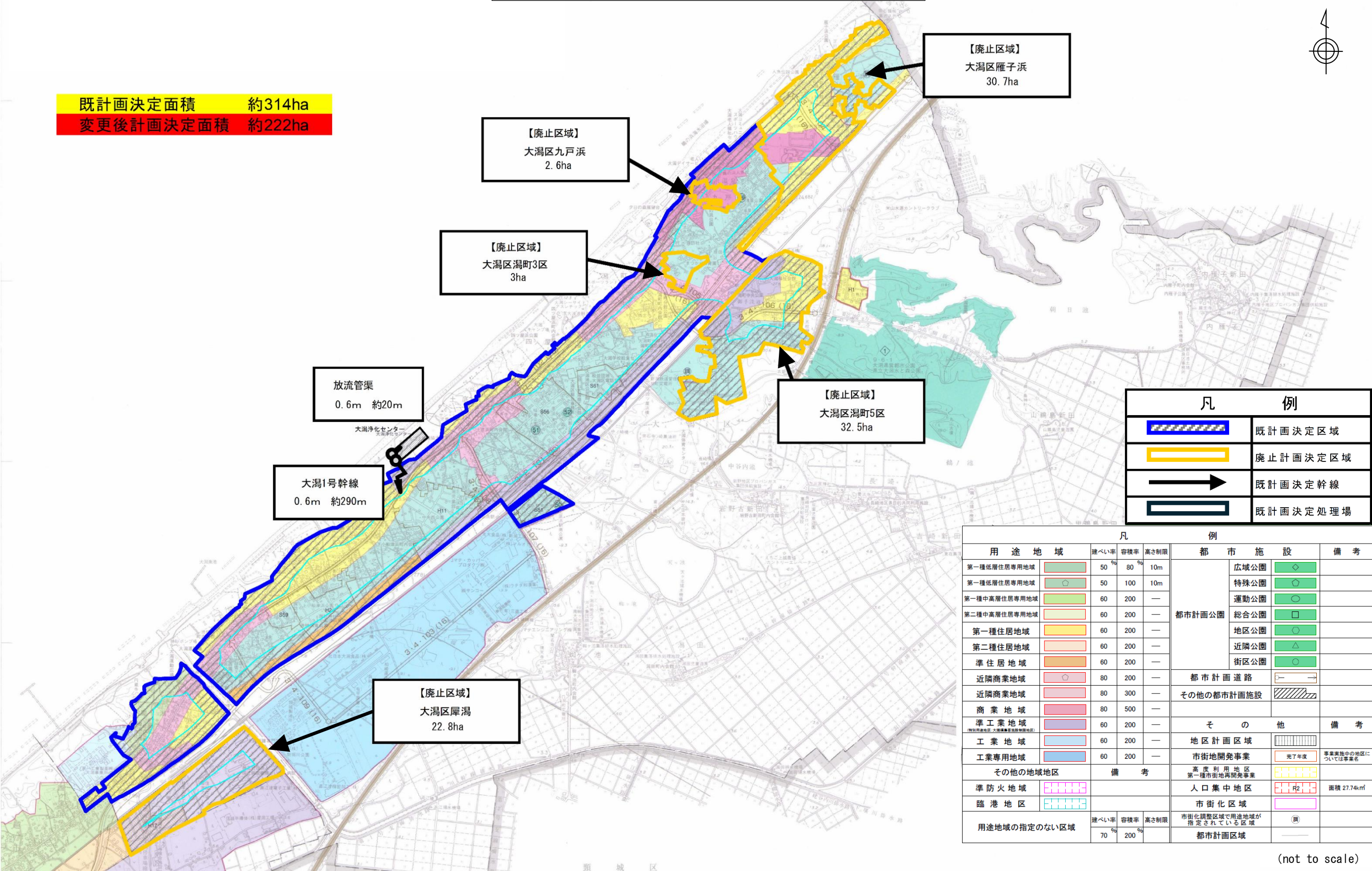
今回変更（廃止）する区域は、下水道の早期概成と安定的で持続可能な事業経営に向け、住民の説明を実施した上で個別処理による汚水処理に見直した区域を対象とするものである。

以上から、位置及び区域について妥当であると考ええる。

第 5 号議案

上越都市計画下水道の変更（上越市決定）
上越市公共下水道（大潟処理区）污水

既計画決定面積 約314ha
変更後計画決定面積 約222ha



凡 例	
	既計画決定区域
	廃止計画決定区域
	既計画決定幹線
	既計画決定処理場

凡 例				都 市 施 設		備 考	
用 途 地 域		建べい率	容積率	高さ制限			
第一種低層住居専用地域		50%	80%	10m	都市計画公園	広域公園	
第一種低層住居専用地域		50	100	10m		特殊公園	
第一種中高層住居専用地域		60	200	—		運動公園	
第二種中高層住居専用地域		60	200	—		総合公園	
第一種住居地域		60	200	—		地区公園	
第二種住居地域		60	200	—		近隣公園	
準住居地域		60	200	—		街区公園	
近隣商業地域		80	200	—	都市計画道路		
近隣商業地域		80	300	—	その他の都市計画施設		
商業地域		80	500	—			
準工業地域 (特用工業地区、大規模集約型特用工業地区)		60	200	—	そ の 他		備 考
工業地域		60	200	—	地区計画区域		
工業専用地域		60	200	—	市街地開発事業		完了年度 事業実施中の地区については事業名
その他の地域地区		備 考		高度利用地区 第一種市街地再開発事業			
準防火地域				人口集中地区		R2	面積 27.74㎡
臨港地区				市街化区域			
用途地域の指定のない区域		建べい率	容積率	高さ制限	市街化調整区域で用途地域が指定されている区域		(例)
		70%	200%		都市計画区域		

(not to scale)